

公共施設の適正配置と 市民活動における学校施設の 活用について

アセットマネジメント推進課

公共施設の適切な管理の必要性について

公共施設等（公共建築物・インフラ施設）の維持管理・更新を確実に実施するために、「公共施設アセットマネジメント」の取組みを国を挙げて推進



「久喜市公共施設等総合管理計画」を策定（平成28年3月）
改訂（令和4年3月）



「**久喜市公共施設個別施設計画**」を策定（令和3年3月）
改訂（令和6年3月）



【山梨県】中央道笹子トンネル崩落事故（平成24年）

約1tの天井が約330枚落下
（死亡者9名、負傷者2名）

公共施設全体の方向性について

現状

- ・ 建築後30年以上が経過する公共施設が全体の約8割である
- ・ 合併により類似した施設の重複がある
- ・ 人口減少が続いている

将来

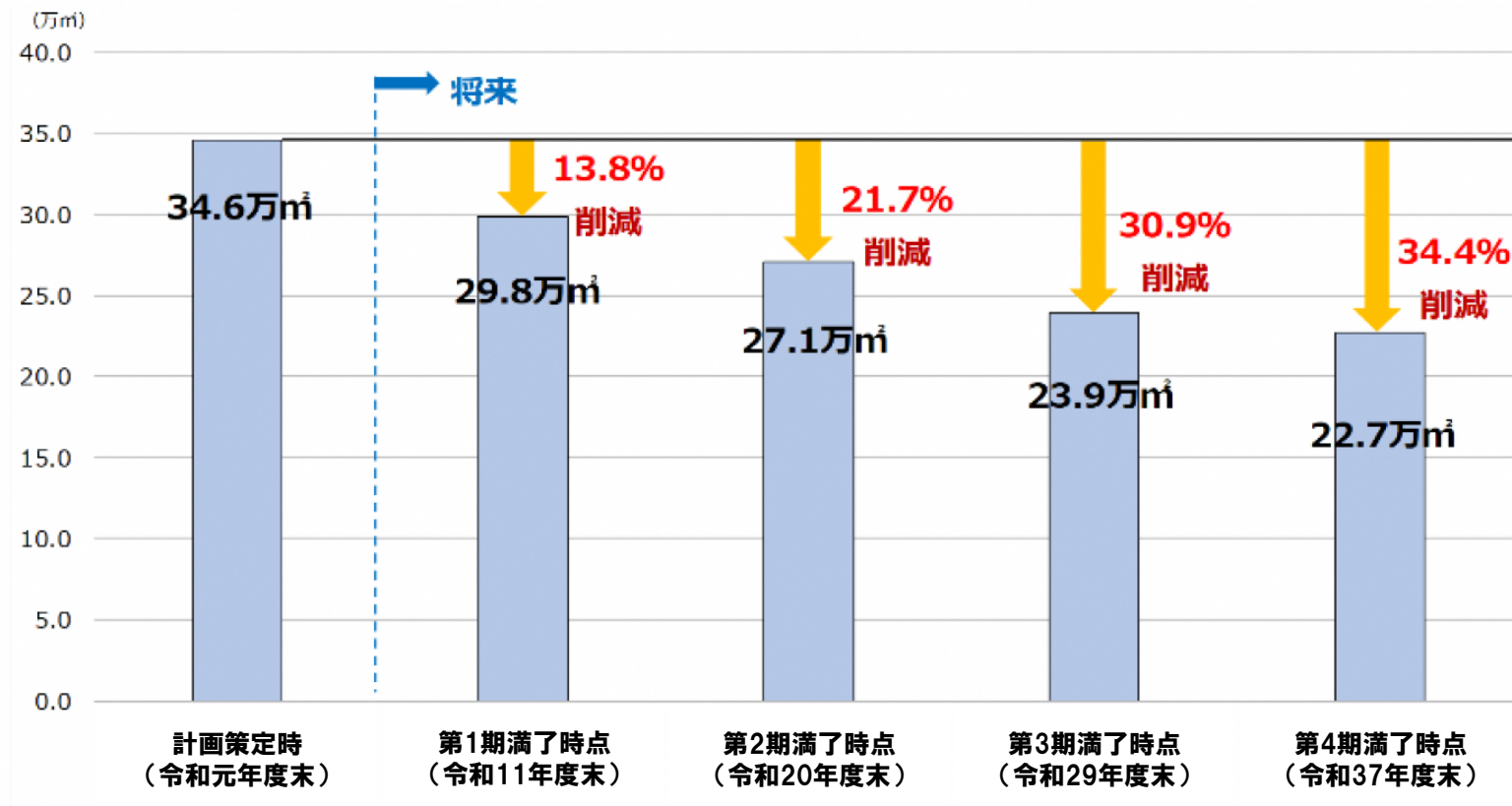
- ・ 一斉に改修や建て替えが必要なため、膨大な費用がかかる
- ・ 余剰施設が発生する
- ・ 市税が減少する

結論

- ・ 今あるすべての公共施設を維持し続けることは実質不可能
- ・ 将来の財政状況と人口規模を見越した施設総量の縮減が必要である

削減効果（施設総量）

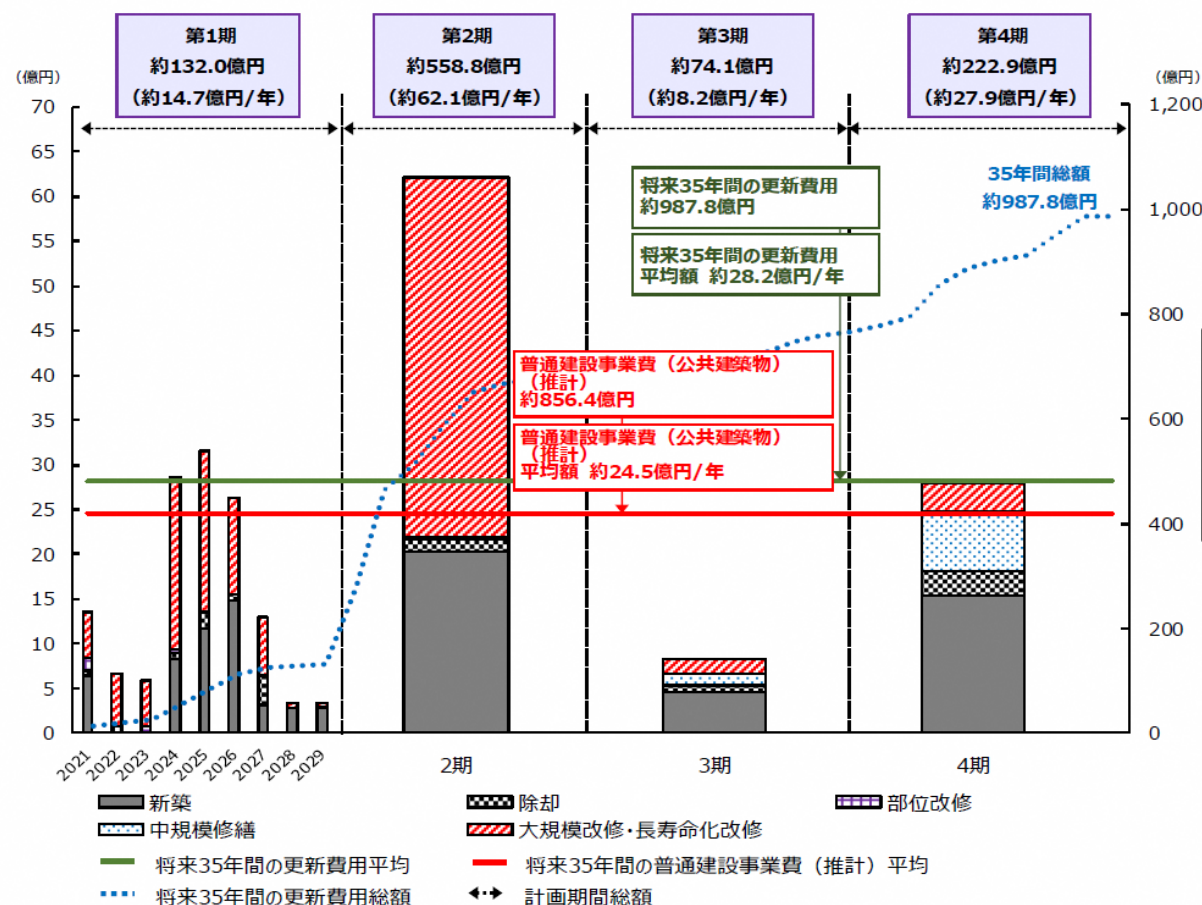
削減効果の検証① 施設総量



削減効果（対策費用）

削減効果の検証② 対策費用

約1.6倍費用
増加か！？



本計画に基づく対策を実施した場合、
今後35年間に必要となる費用は…

約987.8億円
（約28.2億円/年）

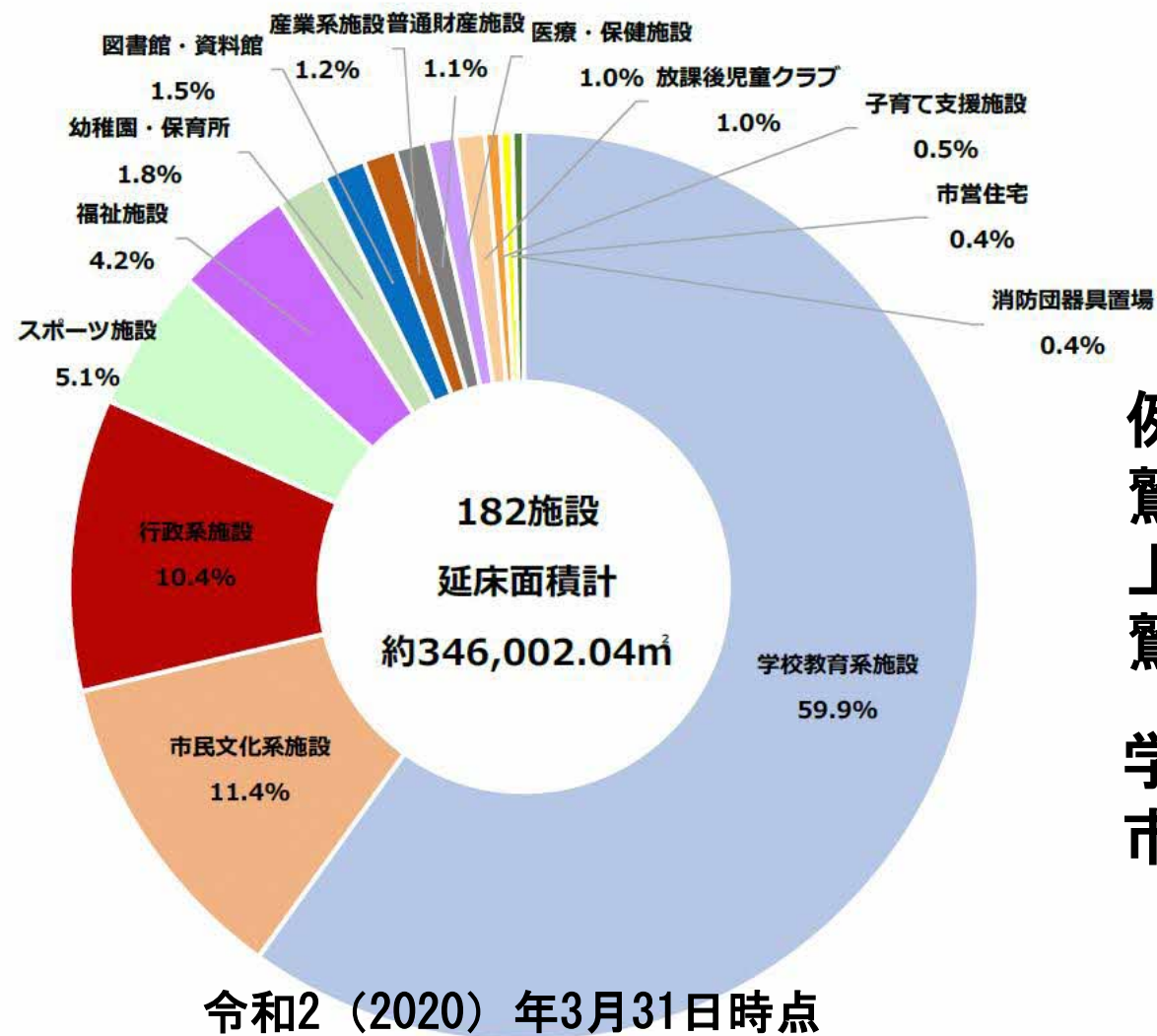
今ある全ての施設を
維持し続けると、
総額約1,515.7億円
（約43.3億円/年）

削減効果は…
総額約527.9億円
（約15.1億円）

削減率 **34.8%**

将来の財政状況を踏まえ、更
なる費用の圧縮と平準化につ
いて、今後も検討が必要

分類別の保有状況



分類ごとに統廃合をする計画

例：

鷺宮小学校

上内小学校

鷺宮西中学校

鷺宮西小中学校

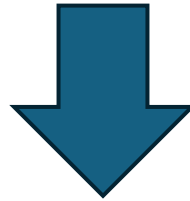
学校教育系施設

市民文化系施設

検討せず

市民文化系施設の代替施設について

- 除却予定の施設について、代替施設の確保が求められている。
- 久喜市の公共施設のうち学校教育系施設が占める割合は約60%であり、市内全域に点在している。
- 小中学校は児童・生徒が使用しない時間、日がある。



小中学校は除却予定の公共施設の代替施設として活用できる可能性がある。

学校施設の一般開放の可否について

- 地方自治法第238条の4第7項及び学校教育法第137条等の規定により、学校施設については学校教育上支障のない限り、目的外使用が可能である。
- なお、学校教育上の支障とは、物理的支障に限らず、精神的悪影響や、学校の教育方針にもとることとなる場合も含まれ、現在の具体的な支障だけでなく、将来における教育上の支障が生ずる恐れが明白に認められる場合も含まれる。

東京都三鷹市の事例（制度概要）

使用できる施設

三鷹市内の7つの小・中学校

- ・ 会議室
- ・ 音楽室
- ・ 家庭科室（ミシン等備品の使用不可）
- ・ 多目的室
- ・ 会議室（和室）等

使用できる人

登録を受けた団体が使用できる

団体登録の要件

- ・ 6人以上で構成
- ・ 半数以上が市内在住・在学・在勤
- ・ 市内に住所を有する18歳以上の者を代表者とする

使用時間・料金

- ・ 主に9：00～21：00（例：9：00～13：00、13：00～17：00、17：00～21：00）
- ・ 使用できる施設や学校授業日・休業日で時間区分は異なる
- ・ 基本無料（一部施設は有料）
- ・ 料金は指定口座からの引き落とし
- ・ 減免措置あり

使用の流れ

- ①団体登録
 - ②抽選予約（3か月前）
 - ③空き予約（2か月前～3日前）
 - ④予約日に使用
- ※予約はシステムから申し込み

東京都三鷹市の事例（その他）

【注意事項】

- ・ 団体責任者とは別に当日の使用責任者（18歳以上の市民）を配置すること
- ・ 使用者は使用日当日に管理人から鍵・解放日誌を受け取ること
- ・ 一団体の予約できる枠が決まっていること
- ・ 使用日の3日前までに予約をすること（当日の予約は不可）
- ・ 使用承認後でも学校行事等で取り消しとなる場合があること

【禁止事項】

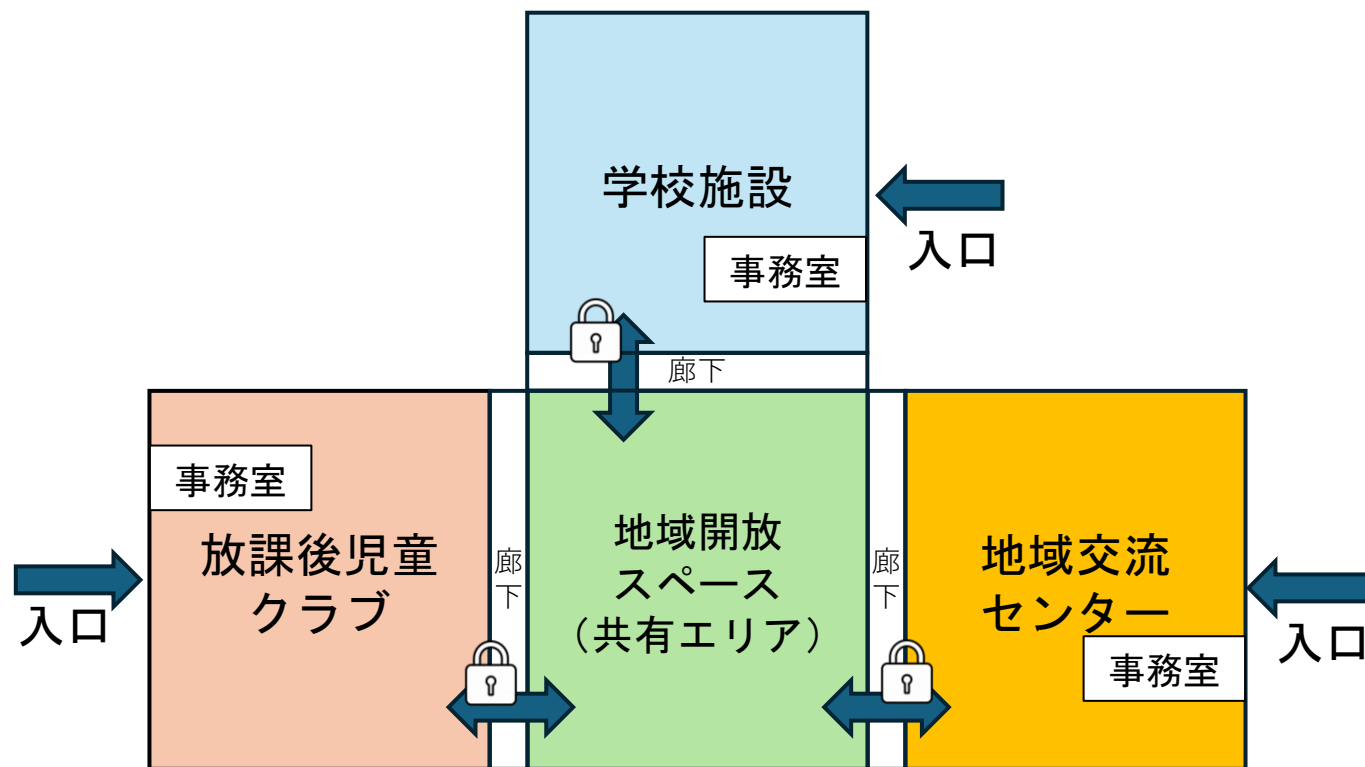
- ・ 営利目的での活動、政治活動、宗教的活動
- ・ 飲酒・喫煙
- ・ 他団体への無断転貸

東京都小平市の事例（複合施設化）

小平第十一小学校
（仮称）地区交流センター
十一小学童クラブ

（学校教育施設）
（市民文化系施設）
（放課後児童クラブ）

小平第十一小学校等複合施設
令和15年（2033年）工事完了予定



- ・一つの建物に、複数の施設がある
- ・入口が分かれており、各施設ごとに事務室があるため動線が被らないようになっている
- ・地域開放スペース（音楽室、家庭科室、集会室等）前には鍵付きの管理扉が設置されている
- ・細かい利用方法は現在構想中

学校施設の一般開放における課題

項目	主な課題
安全管理・セキュリティ	一般人の学校内立ち入り、許可していない者の侵入、 教室・職員室への誤侵入、個人情報漏洩、物品の紛失・盗難
管理人事務負担増	鍵の管理、夜間・休日の勤務
学校教育との両立	学校行事・部活動との調整、急な使用取り消し
維持管理コスト	光熱水費・修繕費・空調使用料増、備品破損対応
騒音・近隣対応	他の教室・周辺住民への音漏れ、路上駐車、夜間騒音
事故・責任所在	使用中の事故や怪我・施設破損時の責任の所在
使用者マナー・公平性	公平な使用機会の確保、特定団体の使用固定化、無断使用